

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 280 回

あなたの事業はここ数年よくなっていますか？

消費税率が上がってからはいかがですか。

製造業の在庫水準はこのところ急上昇し、企業の想定以上に消費が落ち込んでいることを示しています。

すなわち 26 年 4 月の消費税増税の影響は、想定されている以上に大きかったと言わざるをえません。

これ以上安易に消費税率を UP することは致命的な影響を日本経済に与えるであろうと言わざるを得ませんね。

もう少し、国内の生産力の UP、投資の上昇、輸出の増加（ほとんど無理かと思いますが）がなければ日本経済は立ち直れなくなり、我々中小企業への悪影響も必至でしょう。

そこへもって、ヨーロッパの景気悪化、中国の経済事情悪化と、グローバル的にも予断を許すことができない環境となっています。

皆様、よく経済環境の変化を見ててください。

常に先へ先へと手を打ってください。

事業は命がけですね！！

前田の《今人生を語る》第 185 回

めざめよ日本人 (108)

最近のマナーの悪さ、他人あてこと・・・(アメリカもそうですね)・・・等々。

日本人の依頼心の強さは、なんとかして改めなければなりませんね。

20 年後には日本は、T 国の物になっていますよ！！

マイカー通勤手当の非課税限度額の引上げについて

竹尾 元宏

所得税法施行令の一部改正により、自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました(平成 26 年 10 月 17 日公布, 同月 20 日施行)。改正は、平成 26 年 4 月 1 日以後に受けるべき通勤手当に適用されるため一部は遡及適用となりますが、改正後の非課税規定を適用した場合に過納となる税額は年末調整で清算することとなります。

○ 改正の内容

改正の対象となったのは、「通勤のために自動車等を使用することが常例とする者」に支給する通勤手当の非課税限度額です。これは、片道の通勤距離に応じて 1 月当たりの非課税限度額が定められていますが、(片道 10 km 未満) から (片道 35 km 以上 45 km 未満) までの距離区分で非課税限度額が引き上げられた他、(片道 45 km 以上) を「片道 45 km 以上 55 km 未満」に改正し、新たに (片道 55 km 以上) を設けるなどの改正が行われました(下表参照)。

○ 差額の追加支給分に新规定が適用

経過措置により、改正後の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に受けるべき通勤手当に適用されます。また、通勤手当の支給限度額を所得税法上の非課税限度額に合わせている会社では、今回の引上げを踏まえて支給規定を改訂し、通勤手当を引き上げるケースも考えられますが、この際、4 月 1 日以後に受けるべき通勤手当について遡及して支給基準を引き上げ、差額を追加支給した場合、追加支給分についても改正後の非課税限度額が適用されます。

○ 過納がある場合は年末調整で清算

施行日(10 月 20 日)前日までに支給した通勤手当については、既に改正前の非課税規定を適用して所得税の源泉徴収が行われていますが、改正後の非課税規定を適用した場合に過納となる税額については年末調整で清算することとなります(既に支払われた通勤手当が改正前の非課税限度額以下の方は不要)。

上記の改正について不明点や関係する従業員さんがみえましたら、前田会計にご相談ください。

● 改正後の自動車等使用者の 1 か月当たりの非課税限度額

| 区分 | 課税されない金額 | |
|----------------------------------|------------------------------------|----------|
| | 改正後 H25 年 4 月 1 日以後適用 (全額課税) | 改正前 |
| ※自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当 | 通勤距離 | |
| | 片道 2 km 未満 | 同左 |
| | 片道 2 km 以上 10 km 未満 | 4,200 円 |
| | 片道 10 km 以上 15 km 未満 | 7,100 円 |
| | 片道 15 km 以上 25 km 未満 | 12,900 円 |
| | 片道 25 km 以上 35 km 未満 | 18,700 円 |
| | 片道 35 km 以上 45 km 未満 | 24,400 円 |
| | 片道 45 km 以上 55 km 未満 | 28,000 円 |
| | 片道 55 km 以上 | 31,600 円 |
| | | 24,500 円 |